

とやま教育プラン 保証委託約款（㈱オリエントコーポレーション）（新旧対比表）

（下線部分が改訂箇所）

改訂前	改訂後
私は、次の各条項を承認の上、私が<u>表記銀行（以下、「銀行」という）との表記ローンカード（当座貸越）契約（以下、「ローンカード契約」という）により、銀行に対して負担する債務について連帯保証することを株式会社オリエントコーポレーション（以下、「保証会社」という）に委託します。又、<u>ローンカード契約</u>の内容について変更があったときは、変更後の内容についても保証を委託します。</u> 第1条（委託の範囲） 1. 私が保証会社に対して委託する連帯保証の範囲は、<u>ローンカード取引による借入金および利息とし、連帯保証の方法は、保証会社と銀行との間の保証契約によるものとします。</u> 2. 前項の保証会社の連帯保証は、<u>保証会社が所定の手続きをもって承諾のうえ、銀行に通知し、私と銀行との間のローンカード契約が成立した時にその効力が生じるものとします。</u> <u>（新規）</u> 3. <u>本契約の有効期限はローンカード契約の取引期間と同一としますが、ローンカード契約の取引期間が延長されたときは、本契約の有効期間も当然に延長又は更新されるものとします。</u> 第2条（約款の遵守） <u>私が保証会社の連帯保証を得て融資を受けるにあたっては、この約款のほか私が銀行との間に締結する教育プランローンカード取引契約の各条項を遵守し、期日には遅滞なく元利金を支払います。</u> 第4条（保証債務の履行） 1. 私が債務の全額または一部の履行を遅滞したため、またはその他銀行に対する債務の期限の利益を喪失したため、保証会社が<u>銀行から保証債務の履行を求</u>	<u>申込者は、次の各条項を承認の上、申込者が表記金融機関（以下、「金融機関」という）とのとやま教育プラン取引契約（以下、「ローン契約」という）により、金融機関に対して負担する債務について連帯保証することを株式会社オリエントコーポレーション（以下、「保証会社」という）に委託します。又、<u>ローン契約</u>の内容について変更があったときは、変更後の内容についても保証を委託します。</u> （以下、「私」を「申込者」、「銀行」を「金融機関」へ変更） 第1条（保証委託） 1. <u>申込者は、ローン契約に基づき、申込者が金融機関に対して負担する債務の連帯保証を保証会社に委託します。</u> 2. 前項の保証会社の連帯保証は、<u>保証会社が連帯保証の承諾の旨を金融機関に通知し、かつ、ローン契約が成立した時にその効力が生じるものとします。</u> 3. <u>第1項の保証会社の連帯保証は、金融機関・保証会社間でそれぞれ別途締結される保証契約の約定に基づいて行われるものとします。</u> 4. <u>本保証委託契約（以下、「本契約」という）の有効期限はローン契約の取引期間と同一としますが、ローン契約の取引期間が延長又は更新されたときは、本契約の有効期間も当然に延長又は更新されるものとします。</u> <u>（削除）</u> 第2条（保証債務の履行） 1. <u>申込者は、申込者が金融機関に対する債務の履行を遅滞したため、又は金融機関に対する債務の期限の利益を喪失したために、保証会社が金融機関から保</u>

改訂前	改訂後
められたときは、<u>私に対して、通知・催告をしなくても弁済することができるものとします。</u> 2. 保証会社の前項の弁済によって銀行に代位する権利の行使に関しては、<u>私が銀行との間に締結した契約のほか、この契約の各条項が適用されるものとします。</u> 第7条（求償権の事前履行） 1. <u>私が次の各号の一つでも該当した場合は、保証会社は求償権を事前に行使できるものとし、私は、直ちに異議なく弁済します。</u> ① <u>支払いの停止、破産、民事再生その他裁判上の倒産手続きの申し立てがあったとき。</u> ② <u>手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u> ③ <u>債務の整理・調整に関する申し立てがあったとき</u> ④ <u>私について、差押、仮差押、保全差押、強制執行、競売、滞納処分等の申し立てがあったとき</u> ⑤ <u>住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、保証会社に私の所在が不明となったとき。</u> ⑥ <u>保証会社の保証を受けている債務の一部でも履行を遅滞したとき。</u> ⑦ <u>担保の目的物が滅失したとき</u> ⑧ <u>この契約に違反したとき。</u> ⑨ <u>前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき</u> 2. (略) 第5条（求償債務の範囲） 1. <u>私は、保証会社が前条第1項により弁済したときには、保証会社に対しその弁済額全額および求償に要した費用を直ちに支払います。</u>	証債務の履行を求められたときには、<u>保証会社が申込人に対して何ら通知、催告することなく、金融機関に対し、保証債務の全部または一部を履行することに同意します。</u> 2. 申込者は、保証会社が保証債務の履行によって取得した権利を行使する場合には、<u>申込者が金融機関との間で締結した契約のほか、本契約の各条項を適用されても異議ありません。</u> 第3条（求償権の事前履行） 1. 保証会社は、申込者について次の各号の事由が一つでも生じたときには、<u>求償権を事前に行使できるものとします。</u> (1) <u>差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売、滞納処分等の申立を受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、民事再生、破産その他裁判上の倒産手続きの申立があったとき、又は清算の手続きに入ったとき、債務の整理・調整に関する申立があったとき。</u> (2) <u>自ら振出した手形、小切手が不渡りとなったとき。</u> (3) <u>担保物件が滅失したとき。</u> (4) <u>被担保債務の一部でも履行を延滞したとき。</u> (5) <u>金融機関又は保証会社に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき。</u> (6) <u>第10条第1項に規定する暴力団員等もしくは同項各号に該当したとき、もしくは同条第2項各号の何れかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。</u> (7) <u>保証会社に対する住所変更の届出を怠る等私の責に帰すべき事由によって、保証会社において、申込者の所在が不明となったとき。</u> (8) <u>前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。</u> 2. (略) 第4条（求償権の範囲） <u>申込者は、保証会社が保証債務を履行したときは、当該保証債務履行額及び保証債務の履行に要した費用並びに当該保証債務の履行日の翌日から完済に至る</u>

改訂前	改訂後
2. 私は、前項により支払うべき金額について保証会社が富山保証サービス株式会社のときは年 14.0%、保証会社が株式会社オリエントコーポレーションのときは年 14.6%（いずれも 1 年を 365 日の日割計算）の割合の損害金を支払います。 第 6 条（弁済の充当順序） 私の弁済した金額が保証会社に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序・方法により充当されても異議はありません。なお、私について、保証会社に対して本契約以外に複数の債務があるときも同様とします。 第 11 条（担保の提供） 私の資力並びに信用等に著しい変動が生じたときは、遅滞なく保証会社に通知し、保証会社の承認した連帯保証人をたて、または相当の担保を差入れます。 第 8 条（住所の変更等） 1. 私は、その氏名、住所、職業、商号等の事項に変更が生じたとき、もしくは私に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書等を添付のうえ、遅滞なく書面をもって保証会社に通知し、保証会社の指示に従います。 2. 私は、前項の通知を怠り、保証会社からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、保証会社が通常到達すべき時に到着したものとみなすことに異議ないものとします。但し、やむを得ない事情があるときには、この限りではないものとします。 第 3 条（調査） 保証会社は、この連帯保証に関して、自らまたは保証会社が委託する者に、私の資産、収入、信用等について調査をできるものとし、私は、この調査に協力するものとします。 （新規）	まで、当該保証債務履行額に対し年 14.6%の割合による遅延損害金を付加して保証会社に弁済します。 第 5 条（返済の充当順序） 申込人は、保証会社に対する弁済額が本契約に基づき生じる保証会社に対する求償債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序、方法により充当されても異議ないものとします。尚、申込人について、保証会社に対して本契約以外に債務があるときも同様とします。 第 6 条（担保の提供） 申込者は、自己の資力並びに信用状態に著しい変動が生じたときは、遅滞なく保証会社に通知するものとし、保証会社から請求があったときは、直ちに保証会社の承認する連帯保証人をたて又は相当の担保を差入れるものとします。 第 7 条（住所の変更等） 1. 申込者は、その氏名、住所、電話番号、勤務先、職業等の事項に変更が生じたとき、もしくは申込者に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書を添付の上、遅滞なく書面をもって保証会社に通知し、保証会社の指示に従います。 2. 申込者は、前項の通知を怠り、保証会社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、保証会社が通常到達すべき時に到着したものとみなすことに異議ないものとします。但し、やむを得ない事情があるときには、この限りではないものとします。 第 8 条（調査及び通知） 1. 申込人は、その財産、収入、経営、負債、業績等について保証会社からの情報の提供を求められたときには、直ちに通知し、帳票閲覧等の調査に協力します。 2. 申込人は、その財産、収入、信用等を保証会社又は保証会社の委託する者が調査しても何ら異議ありません。 第 9 条（保証委託契約の解約等）

改訂前	改訂後
第 10 条（反社会的勢力の排除） 1. 私は、私が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 （略） 2～3.（略） <u>第 9 条（費用負担）</u> <u>私は、保証会社が被保証債権保全のために要した費用および、第 4 条または第 7 条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担します。なお、以上の費用の支払は、保証会社の所定の方法に従うこととします。</u> 第 12 条（管轄裁判所の合意） <u>私は、本契約について訴訟の必要が生じたときは、訴額等のいかににかかわらず、私の住所地、金融機関および保証会社の本社、支店・センター所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。</u> <u>（新規）</u>	<u>保証会社は、申込者と金融機関との間のローン契約に定める取引期間満了前においても、申込者が第 3 条第 1 項各号に定める事由に該当した場合その他保証会社が必要と認めた場合は、次の措置をとることができるものとし、申込者は何ら異議を述べないものとします。</u> <u>（1） 金融機関に対し貸越極度額の減額を申し入れること。</u> <u>（2） 金融機関に対し貸越の中止を申し入れること。</u> <u>（3） 保証委託契約を解約すること。</u> 第 10 条（反社会的勢力の排除） 1. 申込者は、申込人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、<u>テロリスト等、日本政府又は外国政府が経済制裁・資金凍結等の対象として指定する者</u>、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 （略） 2～3.（略） <u>第 11 条（費用の負担）</u> <u>申込者は、保証会社が被保証債権保全のために要した費用および、第 2 条又は第 3 条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担します。</u> 第 12 条（管轄裁判所の合意） <u>申込者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額等のいかににかかわらず、申込者の住所地、金融機関又は保証会社の本社、各支店・センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。</u> <u>第 13 条（契約の変更）</u> <u>保証会社は、民法第 548 条の 4 の定めに従い、予め、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知した上で、本契約を変更することができるものとしま</u>

改訂前	改訂後
<お問い合わせ窓口> (略) 以 上	<u>す。</u> <お問い合わせ窓口> (略) 以 上